

# 平成22年度税制改正（非課税等特別措置）見直し事項

（ 廃止 ・ 縮減 ）

No	2	府省庁名 _____ 内閣府 _____	
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 事業税（外形） 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ _____ ）		
見直し項目名	地域における再チャレンジ支援事業の促進に係る税制上の特例措置の廃止		
見直し内容（概要）	<p>「廃止」</p> <p>地域において、高齢者、障害者、母子家庭の母の積極的な雇用に取り組む会社（特定地域雇用会社）への法人からの寄附について、税制上の優遇措置（損金算入の特例）を講じ、地域における再チャレンジ支援の取組を促進する税制である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適用件数の実績    なし</li> <li>・減収額の実績        なし</li> <li>・増収見込額の積算根拠</li> </ul> <p style="text-align: center;">適用件数の実績が無い（減収額の実績も無い）ことから増収見込額無し。</p>		
〔関係条文〕	〔 租税特別措置法第66条の12、第68条の96の2、法人税法第37条、第81条の6、地域再生法第5条第3項第2号、第14条～第18条、第32条、第33条 〕		
廃止又は縮減の理由	<p>本税制は、平成19年度の創設以来、現在まで活用実績がないところである。</p> <p>今般、既存の租税特別措置について、ゼロベースからの徹底した見直しを行うとの方針の下、本税制の存続は困難と考える。</p>		
増収見込額	— (単位：百万円)		